

監事の監査報告書

令和2年6月18日

学校法人甲南学園
理事会 御中

監 事 植村 武雄 ㊞

監 事 牧 美喜男 ㊞

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人甲南学園寄附行為第10条の2の規定に基づき、学校法人甲南学園の令和2年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務の状況、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその業務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧し、主要な部署において業務及び財産の状況、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監査しました。また、会計監査人（あずさ監査法人）から、会計監査の計画、方法並びに監査状況の報告を受けるとともに、それらを参考として、計算書類等につき必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- （1）学校法人甲南学園の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- （2）計算書類、すなわち、資金収支計算書（活動区分資金収支計算書、人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記録と合致しており、令和元年度の収支の状況及び令和元年度末の財政状態を正しく示していると認めます。
- （3）本学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上